

「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の一部改正(案)について

平成29年1月19日
とっとり暮らし支援課

「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の改正を行うため、条例第7条に定める「重点的に取り組む施策」の方向性についてパブリックコメントを行いましたので、その結果を報告します。

今後、この度の意見等を反映し平成29年2月定例会に条例の改正を提案するよう進めます。

1 意見募集の方法

(1) 募集期間 平成29年1月6日（金）から16日（月）

(2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

意見総数 31件

3 主な意見と対応

項目	意見の要旨	対応方針
災害に強い安全な中山間地域づくりの推進	1.いつ災害が起きても即対応可能な備えをしておかなければ、命は守れない。行政だけではできないので、住民も行動を起こし、それを子どもにも伝えていくことが必要。 2.地域住民が高齢者に声掛け、見回りを日々行えば絆が強くなり、災害が発生した時は避難困難者から救助するなど災害に強い地域になっていくことにつながるのではないか。 3.高齢者や障がい者がどこに住まれているのか、民生委員が主体で調査し、個人情報の保護に気付けながら把握しておくことが必要。 そして困りごとを聞き取り、若者や企業等にも情報共有して、できる事から手伝ってあげる体制づくりが必要。例えば買い物や病院への送迎や災害時に避難所まで送ってあげる体制など。 4.豪雪地区、若桜、日野、日南町は高齢化して、雪かきが出来ない地区が多くあるので、若者や企業が手伝ってあげる共助の体制が必要ではないか。 5.避難所となる建物は、統廃合された学校や体育館の活用や、耐震化された公民館、集会所と兼用するのが理想的である。まずは、拠点を各地域、集落ごとに整備すべき。	・日頃の防災意識を高め、災害への備えを充実することを記載します。(重点施策1-①) ・条例に基づき策定する行動指針に、災害に即応できる住民の防災意識を高める取組や、住民主体の自助・共助の取組を推進する具体策を盛り込みます。 ・様々な主体が参加する共助の仕組みづくりを進めることを記載します。(重点施策1-②) ・条例に基づき策定する行動指針に、支え愛マップの手法を活用した住民主体の防災体制強化など住民主体の自助・共助の取組を推進する具体策を盛り込みます。 ・様々な主体が参加する共助の仕組みづくりを進めることを記載します。(重点施策1-②) ・条例に基づき策定する行動指針に、支え愛マップの手法を活用した住民主体の防災体制強化など住民主体の自助・共助の取組を推進する具体策を盛り込みます。 ・様々な主体が参加する共助の仕組みづくりを進めることを記載します。(重点施策1-②) ・条例に基づき策定する行動指針に、住民主体の自助・共助の取組を推進する具体策を盛り込みます。 ・防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点整備及び災害に強い地域となるための基盤づくりを進めることを記載します。(重点施策1-④,⑤) ・条例に基づき策定する行動指針に、地域の暮らしをささえる小さな拠点等の防災・避難所機能の強化を推進するなど具体策を盛り込みます。

安心な定住環境の確保・充実	6.中山間地の診療所では、医師自身の高齢化や後継者不足を理由とした閉院が続出している。また、地域包括ケアシステムの一翼を担う訪問看護師について、中山間地の訪問看護ステーションの看護師の確保が特に困難となっているなど、人材確保が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護、介護人材の確保による医療や福祉サービスの維持及び充実を図ることを記載します。(重点施策2-②) ・条例に基づき策定する行動指針に、中山間地域での看護師の確保や養成など具体策を盛り込みます。
集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保・育成	7.中山間地の道路や河川の維持管理には、そこに住む住民の強い絆が必要。住民が使用する道路だからこそ地域住民が結束して道路や河川の維持管理をしていき、道路や河川の異常を見つけることで災害に強くなるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の条例に集落機能の維持、及び集落活動の担い手の確保を図るよう記載しています。(重点施策3-①として再編成) ・条例に基づき策定する行動指針に、ボランティアとして地域住民から成る団体が行う維持管理活動への支援など具体策を盛り込みます。
中山間地域と都市部との共生	8.個人財産である山林は所有者が管理すべきだが、高齢化により管理が困難となつたら、県民全体(ボランティア、NPO、企業、行政)で応援していくべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例に中山間地域と都市部との共生の取組を進めるよう記載しています。(重点施策6として再編成) ・条例に基づく行動指針に、山林等の保全活動を企業等が行う取組の推進など具体策を盛り込みます。
中山間地域の公益的機能の維持及び強化	9.限界集落化の進行や耕作放棄地の発生など、人が手を加えない土地が増えているので対策を考えることが必要。 11.耕作放棄地の増加や山林の境界の不明確化、所有者が不明な土地も増加することで、災害が起こりやすくなるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例に中山間地域の公益的機能の維持及び増進を進めるよう記載しています。(重点施策7として再編成) ・条例に基づく行動指針に、地域だけで管理が難しくなった中山間地域の農業用水路等について、ボランティアや企業との共働による保全活動の推進など具体策を盛り込みます。
中山間地域の特色を活かした産業振興・仕事の創出	12.農林業を若者にもやってもらい、地域づくりにも参加して活躍してもらう体制を整え、若者の人口を増やしていくことが必要ではないか。 13.中山間地で農業をする人を増やさないと、特産物を作る人が増えない。儲かる農業にしないと若い人は農業をやらないのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・移住の推進等により新たな人の流れを創る取り組みを進めることを記載します。(重点施策9) ・条例に基づき定める行動指針に、農業所得の向上、集落営農の推進及び新規就農者や後継者等、多様な担い手が活躍できる環境整備等、具体策を盛り込みます。
移住の推進等による新たな人の流れの創出	14.中山間地に若者が定着し、絆が深まるところで若者と高齢者のコミュニケーションが増え、除雪など助け合って生活できるのではないか。 15.地域から若者が流出している。若者がI J Iターンして移住・定住ができる環境を整備することが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・移住の推進等により新たな人の流れを創る取り組みを進めることを記載します。(重点施策9) ・現行の条例に、人口の減少を抑制し活力を維持するため、地域に移住し定住する方を増やす取り組みを進めることを記載します。(重点施策9-①として再編成)
その他	16.P D C Aサイクルで無駄を無くすよう点検することも大切であり、見直しもやっていくべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に、重点的に取り組む施策に関する目標指標の設定と、その状況を毎年度検証することを記載します。 ・具体的な目標指標については、条例に基づいて定める行動指針に記載します。

資料

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正（案）のポイント

1 条例見直し（案）の考え方

- 鳥取県中部地震の発生を踏まえ、中山間地域振興の前提として住み慣れた地域で安全に暮らすことができる「災害に強い安全な地域づくり」を推進する。
- 地方創生の取組が進み、国勢調査結果などからも一定程度の人口減少が確実となっている状況を踏まえ「人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり」を推進する。
- 全国に先駆けた移住対策や子育て支援等の定住対策によって中山間地域の人口減少に一定の歯止めがかかっていることから、更なる「人口減少に歯止めをかける地域づくり」の取組を推進する。

＜改正のポイント＞

- (1) 中部地震を踏まえた災害に強い中山間地域づくりの推進（鳥取らしい防災対策 共助など）
- (2) 地方創生の推進（地方創生の視点から条例の項目を再整理）
- (3) 山間集落実態調査結果によって明確となった課題への対応
- (4) PDCAサイクルによる施策点検の導入

2 条例に規定する「重点的に盛り込む施策」の見直しの方向性

現行条例（7項目）	条例見直し素案（10項目）
<ul style="list-style-type: none">①安全かつ安心な定住環境の確保及び充実②集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成③伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承④産業の振興⑤他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力⑥中山間地域と都市部との共生⑦中山間地域の公益的機能の維持及び強化	<p>災害に強い安全な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進② 安心な定住環境の確保及び充実③ 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成④ 伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承⑤ 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力⑥ 中山間地域と都市部との共生⑦ 中山間地域の公益的機能の維持及び強化 <p>人口減少に歯止めをかける仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none">⑧ 中山間地域の特色を活かした産業振興及び仕事の創出⑨ 移住の推進等による新たな人の流れの創出⑩ 教育、保育等の子育て環境の整備・確保

3 その他（条例見直しの考え方と項目）

- 条例の前文に中部地震をきっかけとして日頃では気が付にくい人と人、人と地域との絆の強さを再評価し継承する考えを盛り込む。

重点的に取り組む施策の方向性（案）

（条例第7条に規定する「重点的に取り組む施策」として下線部分を追加）

災害に強い安全な中山間地域づくり

1 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進

- ① 日頃の防災意識を高め、災害への備えを充実する。
- ② 高齢者や障がいのある方など誰もが安心して暮らせるよう、若者や企業など様々な主体が参加する互助のしくみづくりを進める。
- ③ 消防団など消防防災体制を強化する。
- ④ 防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点の整備を進める。
- ⑤ 災害に強い地域となるための基盤づくりを進める。

人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり

2 安心な定住環境の確保と充実

- ① 生活交通の確保及び情報通信環境等を整備する。
- ② 医療や福祉サービスの維持及び充実を図り、住民が自らの健康の保持増進に努められるようにする。
- ③ 地域の見守り活動や防犯に係る活動を推進する。
- ④ 住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように利便性を向上する。
- ⑤ 住民が地域に住み続けることができるよう、コミュニティビジネスの創出及び展開を進める。

3 集落機能の維持及び集落活動の担い手の確保

- ① 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保や育成を進める。
- ② 若者など多様な主体が地域づくりに参加したり活躍できるよう取組を進める。
- ③ 地域づくりを行う人的なネットワークや組織的なネットワークづくりを進める。
- ④ 著しい人口の減少や高齢化が進んだ地域で、住民の安心な日常生活や社会生活の確保、災害への対応力が高まる助け合う仕組みづくりにつながるよう周辺地域との連携を進める。

4 伝統文化等の継承

中山間地域の歴史と風土の中ではぐくまれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持や継承を図るとともに、人材育成を進める。

5 他地域との交流の促進

地域の資源を活かした体験や人との触れ合いなど、中山間地域と県内外の他地域との多様な交流を進める。さらに他地域との交流により中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、中山間地域の維持及び発展への理解と協力を図る。

6 中山間地域と都市部との共生

豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と医療、人材、産業の分野等において広く機能を有する都市部等との連携及び協力を進める。

7 中山間地域の公益的な機能の維持及び増進

鳥獣による被害の防止、自然環境及び農林地の保全、里山の整備等により、治山、治水、水源のかん養等の公益的な機能を維持し強化する。

人口減少に歯止めをかける地域づくり

8 中山間地域の特色を活かした産業の振興と仕事の創出

- ① 地域の特色を活かした農林業等の生産から販売までの体制を強化する。
- ② 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新しい産業を創出する。
- ③ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出や展開を進める。
- ④ 再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより新たな産業の創出、雇用の拡大等へつなげる。

9 移住の推進等により新たな人の流れを創る

- ① 人口の減少を抑制し活力を維持するため、地域に移住し、定住する方を増やす。
- ② 地域産業を支える人材の育成、企業の誘致等による就業の場を確保する。
- ③ 農林地、宅地及び建物等の地域資源の有効活用を進める

10 子育て環境の整備と確保

教育、保育等の子育て環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境を確保する。